(目的)

第1条 この要綱は、賠償補償対象者が市民奉仕活動中に過失により他人の身体又は財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合及び傷害補償対象者が市民奉仕活動中に負傷し、又は死亡した場合における市民奉仕活動賠償傷害保険による補償について必要な事項を定め、もつて市民奉仕活動の振興を図るとともに市民参加による明るいまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 市民奉仕活動 明るいまちづくりを推進するために無報酬(実費弁償を除く。以下同じ。
 -)で行う活動で、次条に規定する範囲内で市長の認定を受けたものをいう。ただし、自助活動(団体の構成員の親睦、娯楽等を目的とした行事で、他の構成員のために労働及び時間を自主的に無報酬で提供する活動以外の活動をいう。以下同じ。)又は政治、宗教若しくは営利を目的とするものは除く。
 - (2) 住民団体 活動拠点を市内に有し、1年間に2回以上の市民奉仕活動を行い、かつ、構成員5人以上で組織された団体で、市長の認定を受けたものをいう。
 - (3) 保険 賠償補償対象者が市民奉仕活動中に過失により他人の身体又は財物に損害を与え、 法律上の損害賠償責任を負う場合(以下「賠償事故」という。)における賠償責任保険及 び傷害補償対象者が市民奉仕活動中に負傷し、又は死亡した場合(以下「傷害事故」とい う。)における傷害保険をいう。
 - (4) 賠償補償対象者 市民奉仕活動の主催者又は当該市民奉仕活動に従事する住民団体の代表者、指導者若しくは会員をいう。
 - (5) 傷害補償対象者 市民奉仕活動に従事する住民団体の代表者、指導者若しくは会員又は 当該市民奉仕活動の参加者をいう。

(市民奉仕活動の範囲)

第3条 保険の対象となる市民奉仕活動の範囲は、鹿児島市内で行う活動のうち、別表に掲げるとおりとする。ただし、国、県又は市から委嘱等を受け、他の公的災害補償制度の対象になる場合は除く。

(保険契約)

(加入申込み)

- 第4条 市長は、保険による補償を行うために、保険業法(平成7年法律第105号)第2条 第4項に規定する損害保険会社(以下「保険会社」という。)と保険契約を締結する。
- 第5条 保険による補償を受けようとする場合は、住民団体の代表者は、鹿児島市市民奉仕活動賠償傷害保険加入申請書(様式第1)を市長に提出しなければならない。

(保険期間)

第6条 保険期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

(補償の範囲)

- 第7条 補償の範囲は、集合地(住民団体が定めた集合地をいう。以下同じ。)に集合した時から解散地(住民団体が定めた解散地をいう。以下同じ。)で解散する時までの間(傷害事故にあつては、自宅から集合地まで及び解散地から自宅までの合理的経路の往復途上中を含む。)とする。
- 2 補償金の額は、次のとおりとする。

(1) 賠償事故

<u>X</u>	分	補償金の額 摘要
対人賠償	1人につき	最高 6,000万円 保険会社が認めた訴訟費用等 は別途算定
	1事故につき	最高 1億2,000万円
対物賠償	1事故につき	最高 300万円

備考 補償金の支払を免責される額(以下「免責額」という。)は、5,000円とし、補償金の額は、免責額を超過する場合における当該超過額とする。

(2) 傷害事故

区	分	補 償 金 の 額	摘 要
死	亡	300万円	
後遺	障害	最高 300万円	障害の程度による
入	院	日額 3,000円	180日分が限度
通	院	日額 2,000円	90日分が限度

- 備考ア 死亡にあつては、事故の日から起算して180日以内にその傷害がもとで死亡したと きに限る。
 - イ 後遺障害にあつては、事故の日から起算して180日以内に後遺障害が生じたときに、 その障害の程度に応じて保険会社の約款で定める額とする。
 - ウ 入院にあつては、事故の日から起算して180日以内のその傷害による入院の日数に

対して、180日を限度として支払うものとする。

- エ 通院にあつては、事故の日から起算して180日以内のその傷害による通院の日数に対して、90日を限度として支払うものとする。
- オ 入院又は通院にあつては、治療日数7日以内の負傷は、補償の対象としない。 (入院 及び通院のいずれもある事故については、両方を合わせた治療日数で判定する。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか手術費用等保険会社が認めた額

(補償の制限)

- 第8条 前条の規定にかかわらず、賠償事故の補償にあつては、次に掲げる事項に起因して発生した事故は、補償対象としない。
 - (1) 賠償補償対象者の故意による事故
 - (2) 賠償補償対象者の身体的又は精神的疾患による事故
 - (3) 地震、噴火又は津波による事故(ただし、災害後、復旧のための市民奉仕活動中に発生した事故については、補償対象とする。)
 - (4) 自殺行為又は犯罪行為による事故(ただし、その行為者以外の賠償補償対象者が賠償責任を負う事故については、補償対象とする。)
 - (5) 自助活動に係る事故(ただし、設営、運営等の市民奉仕活動に係る事故については、補償対象とする。)
 - (6) 政治、宗教又は営利を目的とする行事における事故
 - (7) 自動車(原動機付自転車を含む。)の運行又は管理中の事故
 - (8) その他保険会社の約款に定める事故
- 第9条 第7条の規定にかかわらず、傷害事故にあつては、次に掲げる事項に起因して発生した事故は、補償対象としない。
 - (1) 傷害補償対象者の故意による事故
 - (2) 傷害補償対象者の身体的又は精神的疾患による事故
 - (3) 地震、噴火又は津波による事故(ただし、災害後、復旧のための市民奉仕活動中に発生した事故については、補償対象とする。)
 - (4) 自殺行為又は犯罪行為による事故
 - (5) 自助活動に係る事故
 - (6) 政治、宗教又は営利を目的とする行事における事故
 - (7) その他保険会社の約款に定める事故

(事故報告)

第10条 住民団体の代表者は、市民奉仕活動中に事故が発生したときは、速やかに事故報告書(様式第2)を市長に提出しなければならない。

(補償金の請求に係る手続)

第11条 賠償事故の補償金を受給しようとする賠償補償対象者は、賠償補償対象者と被害者

との間における法律上の問題がすべて解決した後に、保険会社指定の請求書類を市長に提出 しなければならない。

- 2 傷害事故の補償金を受給しようとする傷害補償対象者は、市長が別に指示する日以後に、 保険会社指定の請求書類を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による請求書類の提出があつたときは、速やかに保険会社に補償金 の請求手続を行うものとする。

(補償金の支払)

- 第12条 保険会社は、補償金の支払が決定したときは、市長に対しその旨を通知しなければならない。
- 2 保険会社は、市長から依頼を受けたときは、補償対象者に直接支払うことができる。この 場合において、当該支払がされたときは、保険会社から市への支払義務が履行されたものと みなす。

(契約)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、第4条の規定により締結する保険契約 の規定によるものとする

(委任)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

この要綱は、昭和63年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第6条の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後の契約に係る保険期間から適用し、施行日前の契約に係る保険期間については、なお、 従前の例による。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月23日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年1月22日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

市民奉仕活動の分類	市民奉仕活動の内容
1 公共施設の整備又は清掃活動	(1) 公園の草刈り
	(2) 道路、側溝又は緑地帯の清掃
	(3) その他市長が認める活動
2 高齢者、心身障害者等の福祉	(1) 福祉施設への慰問又はレクリエーション指導
向上のための活動	(2) 心身障害者等への協力活動
	(3) ゲートボール大会
	(4) 敬老会
	(5) その他市長が認める活動
3 防火、防災、防犯又は交通安	(1) 防火点検
全のための活動	(2) 防災パトロール
	(3) 防犯パレード
	(4) 交通安全推進活動
	(5) その他市長が認める活動
4 青少年の健全育成を図るため	(1) 校外補導又はパトロール
の活動	(2) 非行防止キャンペーンの活動
	(3) 廃品回収(子供会)
	(4) 球技大会
	(5) 一泊キャンプ
	(6) 十五夜
	(7) 親子レクリエーション
	(8) 夏まつり
	(9) その他市長が認める活動
5 上記1から4までに類する活	(1) 地区公民館の図書整理
動	(2) 廃品回収(町内会)
	(3) 食生活に関する知識の普及活動
	(4) 運動会又は体育祭
	(5) 球技大会
	(6) バザー
	(7) 六月燈
	(8) 文化祭
	(9) その他市長が認める活動

鹿児島市市民奉仕活動賠償傷害保険加入申請書

鹿	児島市長	殿						2	年	月	日
	(団体	名)			(単	位団体数		加入	世帯数	ά)
代表	者 (役職	名)			(氏 名)					
	_(住	所)					話)		_		
鹿	児島市市民	奉仕活動	賠償傷害係	保険に加入い	ハたしま	す。					
ŝ	会 員	代表者	1人	指導者	人	一般会員	人	総会	員		人
	度 1 回以上 会員数 -					は数えない。 (a)に記入	,)	(a)			人
								•			
	役職名	氏	名	住		所		電	話		備考
指											
導											
者											
	1	1	i i							1	

※指導者記入欄が不足する場合は別紙があります。

人

計

受		
付		
印		

(今年度の計画)

年間の奉仕活動 (本年4月1日から翌年3月31日まで)

	中国国第一个中国对主目700		
日程	奉仕活動内容	場所	奉仕活動に参左のうち奉仕活 加する者の数 動の参加者を指 導する者の数
		計	(b) (C)

[※] 奉仕活動記入欄が不足する場合は別紙があります。

事 故 報 告 書

鹿児島市長 殿

	_(団体名)		
代表者	(役職名)	(氏 名)	
	(住 所)	(電話) -	_

団体活動中に下記事故が発生したので報告します。

事故発生日時		年	月	日	午前午後	時	分頃		
事故発生場	所								
当日の団体	活動の名称								
被害者	住 所					電	話		
攸舌有	氏 名							年齢	歳
被害の内容	・程度								
						電	話		
指 導 者 住 所・氏						電	話		
	žН					電	話		
事故の	状 況								
事故の発 状況、応 など詳し してくだ	急処理 く記入								

活動中のプログラム			
事			
故			
発			
生			
現			
場			
0			
見			
取			
図			
目証	住所	氏名	電話
撃			
者人	住所	氏名	電話